

# 青森県報

号外第四十三号

令和三年  
四月五日  
(月曜日)

卷之三

六

## ○特定計量器の定期検査の実施…………… （商工政策課）……………

告示

青森県告示第一九二号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、次のとおり特定計量器の定期検査を実施するので、同法第二十一条第二項の規定により公示する。

令和三年四月五日

青森縣知事  
三  
村  
申  
吾

一 檢査対象特定計量器  
　　計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第十条第一項第一号に規定する非自動はかり、分銅及びおもり

## 二 実施期日、実施場所及び検査対象区域

実施期

令和三年五月六日  
午前十時三十分から正午まで

令和三年五月六日  
午後一時から午後三時まで

実施期日	実施場所	検査対象域
令和三年五月六日 午前十時三十分から正午まで	川津軽みらい農業協同組合沿 川支店倉庫	区
令和三年五月六日 午後一時から午後三時まで	板柳町	検査対象域



令和三年六月二十二日 午後一時から午後三時まで	令和三年六月二十三日 午前九時三十分から正午まで	令和三年六月二十四日 午前十時から午前十一時三十分まで	令和三年六月二十五日 午前十時から正午まで	令和三年六月二十六日 午後一時から午後二時まで	令和三年六月二十七日 午前九時三十分から正午まで	令和三年六月二十八日 午前十時から正午まで	令和三年六月二十九日 午前十時から正午まで	令和三年六月三十日 午前十時三十分から正午まで	令和三年七月一日 午前九時三十分から正午まで	令和三年七月一日 午後一時から午後三時まで
つがるにしきた農業協同組合 合つがる支店一号倉庫	車力ふれあい会館 合牛潟支店	つがるにしきた農業協同組合 合つがる支店二号倉庫	柏農村環境改善センター 合川除支店	つがるにしきた農業協同組合 合川除支店	つがるにしきた農業協同組合 合川除支店	つがる市消防署森田分署裏 柴田倉庫	南広森コミュニティ消防センター 大畑倉庫	ごしょつがる農業協同組合 柴田倉庫	ごしょつがる農業協同組合 大畑倉庫	ごしょつがる農業協同組合 大畑倉庫

令和三年九月六日 午後一時から午後三時まで	令和三年九月八日 午前十時三十分から午前十一時三十分まで	七戸町役場本庁舎裏車庫	榎林地区加工等施設
令和三年九月八日 午後一時から午後二時三十分まで	令和三年九月九日 午後二時から午後二時三十分まで	六戸町役場車庫	おいらせ農業協同組合七百
令和三年九月十日 午前九時三十分から正午まで	令和三年九月十三日 午前十時三十分から午前十一時まで	千曳地区学習等供用センター	出張所
令和三年九月十四日 午後一時から午後二時三十分まで	令和三年九月十四日 午前十時三十分から午前十一時まで	中央公民館	徳万才地区コミュニティセンター
令和三年九月十六日 午前十時三十分から午後二時まで	令和三年九月十六日 午後一時から午後二時まで	北農村環境改善センター	東北町
令和三年九月十六日 午後一時から午後二時まで	令和三年九月十六日 午後一時から午後二時まで	東北町役場本庁舎裏車庫	六戸町
令和三年九月十七日 午前十時三十分から午前十一時まで	令和三年九月十七日 午前十時三十分から午前十一時まで	荒屋平精米所	元山谷精米所（高屋敷）
令和三年九月二十七日 午前十時三十分から午前十一時まで	令和三年九月二十七日 午後一時から午後二時まで	七戸町	
令和三年九月二十七日 午後一時から午前十一時まで	令和三年九月二十七日 午前十時三十分から午前十一時まで		

			令和三年五月六日から同年十二月二十日八日まで	令和三年十月二十日午後一時から午後二時三十分まで	令和三年十月二十日午後三時三十分から正午まで
三 般社団法人青森県計量協会	検査を実施する指定定期検査機関の名称		器あ項第則所あ規計 のつ各七(平特てする規 所て号十成定はる届第二 在はに号五計知事出を の検該場第三年量事出を 所対象する第三通商檢定場 特定場第三業產檢定す 計合第省查る合項 量に一令規場に		
		町お六東横六七野中鶴板西深鰕つむ三市五黒 いヶ北浜戸戸辺泊田柳目浦ヶがつ沢 所石 ら所町町町町地町町町屋町沢る市市 川市 せ村 町 村 町市 原			

(発行所  
青森市長・島一丁人)  
森目一番一県号

(印刷所  
青森市東奥印刷株式会社  
第二問屋町三丁目七号  
販売人)

定価 每週月・水・金曜日発行  
小口一枚二付十五円